

障がい者福祉の推進

手話通訳者派遣事務所

問合せ ☎・FAX048(433)1940

市内にお住まいの聴覚障害者等のみなさんが、家庭生活や社会生活上のコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣します。また、手話通訳以外の相談（生活の悩み等）も受付けています。

申込み方法

手話通訳者を必要とする日の、土・日・祝祭日を除いた3日前までに、住所・氏名・日時・場所・内容・待合せ場所を記入のうえ、FAXでお申し込みください。

受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝祭日は休み）



障害者福祉センター『ドリーマ松原』

● 障害者相談支援センター 問合せ ☎ 048(432) 6829

障害のある方や保護者、介護者の方々を対象とした相談窓口です。みなさまからのご相談を受け、各種障害福祉サービスなどを活用しながら、自分らしい生活を送るためのお手伝いをいたします。



● 障害者就労支援センター 問合せ ☎ 048(432) 6820

障害のある方が生きがいをもった生活が送れるように、関係機関と連携して就職までのお手伝いや、就職してから長く働き続けられるような支援を行います。



● 地域活動支援センター 問合せ ☎ 048(432) 6830

障害のある方を対象に、社会との交流やレクリエーションによる身体機能の維持増進等、各種サービスを通所により提供し生活をサポートしていきます。



多機能型事業所『スマイラ松原』

● スマイラ松原

障害の種別にかかわらず、ご利用者一人ひとりが地域の中で安心して自立した生活が送れるように支援します。

◆ <<生活介護>>

介護を必要とする方に対して、地域への参加や地域との交流などに重点をおいた日中に活動する場を提供します。 定員45名

問合せ ☎ 048(432) 6610



◆ <<就労移行支援>>

一般就労を希望する方に対して、事業所内や企業における作業、現場実習等を通じ、個々の能力や課題に応じた就労に必要な支援を行います。 定員 6名

問合せ ☎ 048(444) 6647

◆ <<就労継続支援B型>>

雇用契約に基づいた就労が難しい方に対して、事業所内において就労や生産活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力向上の訓練を行います。 定員29名

問合せ ☎ 048(444) 6647



蕨市社会福祉協議会の

『会員募集』にご協力をお願いします

市民の皆さまからご協力いただいた会費で、蕨市内のボランティア活動や身近な地域福祉活動を推進し、困りごとを抱えた方々への支援や地域課題の解決に取り組んでいます。

蕨市社会福祉協議会の会員になる事で、地域福祉を推進する活動に参加する事に繋がります。

皆さまからのご協力を心よりお願い申し上げます。

年会費

個人会員 1口 1,000円

法人会員 1口 5,000円

皆さまからご協力いただいた会費は、紙面マークの活動や社会福祉大会・ふれあい広場の費用に充てられています。



『赤い羽根』共同募金にご協力をお願いします



本会は、毎年10月から全国一斉に展開される「赤い羽根共同募金運動」並びに毎年12月から展開される「歳末たすけあい募金」を実施しています。

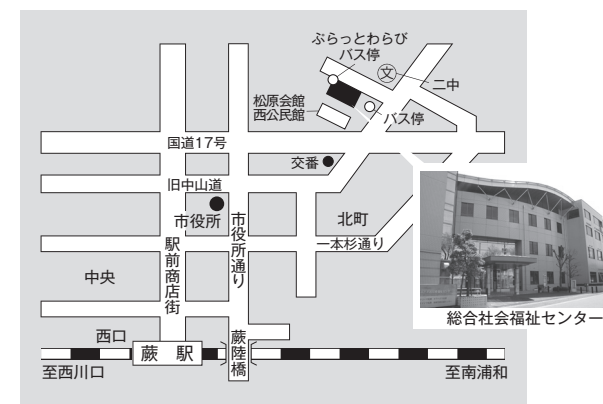
全ての募金は、埼玉県共同募金会に送金後、配分を受け市内全町会へ助成する他、様々なボランティア活動・地域福祉活動に活用されています。



社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会

〒335-0005
埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号（蕨市総合社会福祉センター内）
TEL 048(443)6051 / FAX 048(444)7050
Eメール w-syakyo@warabi.ne.jp
ホームページ https://warabisyakyo.org

〔バスでお越しの方は〕
蕨市コミュニティバスぶらっとわらび
停留所 総合社会福祉センターにて下車



わらび市

社会福祉協議会

ともに生きる
豊かな地域社会の
実現をめざして



蕨市社会福祉協議会は、蕨市で生活するすべての住民が、住み慣れた地域で自立し、安心していきいきと暮らせる「福祉のまちづくり」を推進しています。

地域福祉の推進

ボランティア活動を応援しています ボランティアセンター 問合せ ☎048(433)1915

はじめてのボランティア

ボランティア活動や福祉に興味関心がある方を対象としたはじめてのボランティア体験プログラムを、毎年夏休みに開催しています。

ボランティア活動紹介

点字ボランティア体験

ボランティア体験学習

市内学校や一般団体に向けに、『車いす・アイマスク、手話、点字、高齢者疑似』の体験学習を行っています。

南小学校での手話体験

中学生の車いす体験

ボランティアの育成

『高校生・中学生ワークキャンプ』
夏休み2泊3日の集団生活をしながら、市内2カ所の保育園でボランティア活動を行います。
『傾聴ボランティア養成講座』
6回の講座を通して、人との繋がり方について勉強しています。

地域の方と食事の準備!!

傾聴講座 人気です!!

災害ボランティア訓練

実際の災害を想定し、災害ボランティアセンターの立ち上げから運営の流れを確認する訓練を、蕨市社会福祉協議会の職員が行っています。

身近な地域の福祉活動を応援しています

愛の給食

ひとり暮らしの高齢者の方などに、無料で手づくりのお弁当をお届けしています。(要件あり)

見守り活動

ひとり暮らしの高齢者の方などに対し、見守り活動を行っています。(要件あり)

慰問活動

福祉施設や在宅で寝たきりの高齢者の方などに対し慰問活動を行っています。

サロン活動

高齢者の方が気軽に参加できる集いの場として、市内4カ所でサロン活動を行っています。

『りんごサロン』
西公民館 講座会議室
毎月第2・4水曜日 13:30～15:00

『来た!?コミサロン』
北町公民館
毎月第2・4木曜日 13:30～15:00

『仲よしサロン』
旧旭町公民館
毎月第4水曜日 13:30～15:00

『ふれあいサロン』
けやき荘 会議室
毎月第2・4月曜日 13:30～15:00

地域福祉の推進

ファミリー・サポート・センター

問合せ ☎048(443)1800

地域において子育ての援助をしたい方と援助をしてほしい方が会員となり、地域の中で子育てを有料で支援するボランティア活動です。



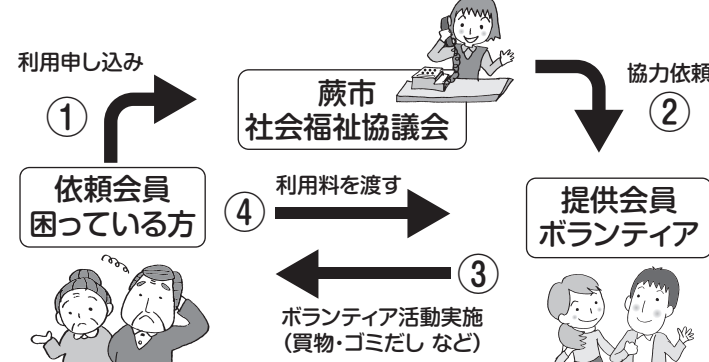
- ① 入会説明会・講習会(会員登録)
- ② 活動依頼(センターで依頼を受付)
- ③ 事前打ち合わせ(提供会員宅で打ち合わせ)
- ④ 援助活動(打ち合わせの内容にしたがって援助)
- ⑤ 活動終了(活動報告の沿って報酬の支払)

報酬(1時間) 700円～

有償ボランティアサービス事業

問合せ ☎048(432)6700

高齢者のちょっとした困りごとを、地域の方が有償でお手伝いをする支え合いのボランティア活動です。



- ① 依頼の受付(会員登録が必要)
- ② 活動依頼(社協で依頼を受付)
- ③ ボランティア活動(依頼内容にしたがって援助)
- ④ 活動終了(活動報告に沿って利用料の支払)

利用料(30分) 400円～

蕨市生活自立相談支援センター

問合せ ☎048(445)1377

経済的に困窮し、生活の維持が困難となる恐れのある方々に対して包括的な相談支援を行います。相談者に寄り添った支援を行う事で自立を目指します。

対象となる方

- ・蕨市内に在住の方で、失業などにより生活にお困りの方
- ・生活保護を受給していない方

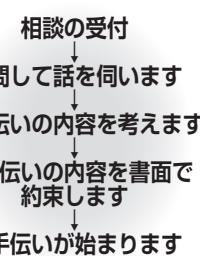


あんしんサポートねっと

問合せ ☎048(443)6051

物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して生活が送れるように、定期的にご自宅を訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

※お手伝いには料金がかかります



地域福祉課

問合せ ☎048(443)6051

福祉車両の貸出

車いすで乗車できる、スロープ付き自動車の貸出を無料で行っています。(要件あり)

日産キューブ 1500CC 乗車定員4名(車いす乗車含む)

福祉機器の貸出

車いす(子供用もあり)・シルバーカーの貸出を1ヶ月以内は無料で行っています。(要件あり)



市民の生活上の様々な悩み事や相談をお受けします。
相談は無料です。
お気軽にご相談ください。開催予定日は「広報わらび」に掲載します。

心配ごと相談所

高齢者福祉の推進

蕨市第一地域包括支援センター

(高齢者サポートセンター)

問合せ ☎048(434)6721

地域包括支援センターは、高齢者等のみなさんが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるように、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が連携し、介護・保健・医療・福祉等のさまざまな面から総合的に支援します。

- 介護予防** 自立した生活を送れるよう支援します
- 権利擁護** 高齢者のみなさんの権利を守ります
- 総合相談** さまざまな相談に対応します
- 包括的・継続的ケアマネジメント** 暮らしやすい地域作りをめざします
- 担当圏域** 錦町・北町・中央1・3～6丁目にお住まいのみなさま



居宅介護支援センター

問合せ ☎048(432)6821

介護支援専門員(ケアマネジャー)が、介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じます。

訪問調査等により、利用者の希望や心身の状態を考慮して、適切な在宅サービス事業者、介護保険施設との連絡調整を行います。

利用できる方
介護認定審査会において、要介護と認定された方

営業日及び時間
午前8時30分～
午後5時00分(休業日なし)



訪問看護ステーション

問合せ ☎048(432)6921

病気や障害のある方が住み慣れた我が家で、その人らしく生活を送れるよう看護師やリハビリスタッフがご自宅に訪問してケアを提供します。



利用できる方
急性期・慢性期・障害・精神疾患など、訪問看護を必要とする全ての方が対象です。介護保険・医療保険をご利用いただけます。

営業日及び時間
月～金曜日の午前8時30分～午後5時00分

ホームヘルパーステーション

問合せ ☎048(434)8822

ご自宅で生活が安心しておくれるようホームヘルパーが訪問して、心身の状況に応じ、日常生活の支援を行います。

利用できる方

介護保険法に基づき要介護又は要支援等と認定された高齢者等、又は障害等のある方で受給者証をお持ちの方。

営業日及び時間

午前8時30分～午後5時00分(休業日なし)

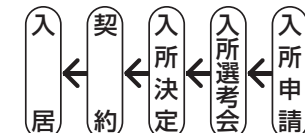
軽費老人ホーム「ケアハウス松原」

問合せ ☎048(432)6747

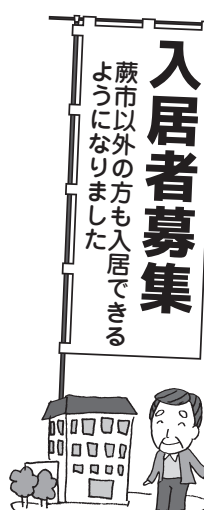
ケアハウス松原は、身体機能が低下したため独立して生活するのは不安という60歳以上の方が、安らぎの中で自由に自立した生活を維持できる住居施設です。

入居できる方

- ・60歳以上で身体能力が低下して自炊や独立した生活が困難な方で、①もしくは②に該当する方。
- ①市内に在住して1年以上の方。もしくは3親等以内の扶養義務者が1年以上市内に在住している方。
- ②市内に在住して1年未満の方。もしくは蕨以外に住んでいる方。



※②に該当する方は入居できる人数が限られています。詳しくはご相談ください。



老人福祉センター 松原会館

問合せ ☎048(443)6542

市内在住60歳以上の方を対象として、教養趣味講座、各種事業の実施、クラブ活動等の場所の提供をしています。

※令和3年4月1日～12月31日まで、改修工事のため休館となります。